

困ったなあ

に答えるます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

借金が膨らんで
自己破産になりそうです…

借金のご相談です。

43歳、地方公務員です。給料手取り33万円の中から、7年前に建てた家のローンを月8万円支払います。子供2人の塾代や稽古事代が高額なうえ、妻が癌で入院手術をしました。3年前上の子が私立高校に入つた際に共済からの限度額いっぱい借り入れ、その返済が月5万円です。当座しのぎについサラ金から50万円を借りて以後、次々と数社から借り、恐ろしいことに、今やサラ金の金利だけで月10万円にもなります。元金はいつこうに減らず、最近「自己破産」の宣伝がやたらに目につくのですが、もし万が一そんなことにならなくなります。

それはどれほど大変なことかとお察しします。

借金の返済に追われる毎日はまさに現代の地獄図といえるでしょう。一般的の市民にとって最も身近な法律問題であり、サラ金事件専門の弁護士もいるくらいです。

まずはご心配の自己破産のお話から致しましょう。

破産とは債務が超過して支払いが不能になる状態です。ギャンブルや浪費が原因でないかぎり、自己破産の申し立てをすれば返済義務がなくなります。

効果として弁護士などの一定資格や警備員などの一定業務にはつけませんが、公務員は丈夫です。戸籍や住民票にも載ることはなく、選挙権もあります。ただ、クレジットカードは作れず、ブラックリストに載つて、以後借り入れはできません。

自己破産の最大のデメリットは、100万円を残してすべての財産を処分しなければならなければなりません。そのため、相談者の場合、せつかく購入した家を手放さなければならなくなることです。共済も

なつたら職場にはおられず、ほかに生計の当てもありません。毎日生きた心地がせず、いつものでしようか。

そ自殺しようかとさえ思うことがあります。なにかいい方法はないものでしようか。



うです。

債権者の一人なので、破産が職場に知られていますが、それが解雇理由になるわけではありません。ただ、破産をしてでも債権者が給与を差し押さえてくることは止められません。

裁判所に提出する書式はネットでダウンロードでき、個人でもやれるのですが、弁護士に依頼すると、以降債権者は債務者と直接交渉ができなくなりますので、頻繁に職場にも督促があります。弁護士への費用は平均約30万円、分割払いにも応じてくれるようです。

サラ金に絡んで、巷でよく言われる過払い金請求について説明しておきます。サラ金は、利息制限法を超えた金利（50万円であれば年1割8分、つまり9万円）を設定しているので、すでに支払った超過金利分は元金に充当し、払いすぎた分は取り戻せるというものです。相談者も取引履歴に基づいて計算すればよいのですが、履歴の開示請求や過払い金返還請求は弁護士がやらないと応じてくれないよ

うです。

さて相談者の場合は、自宅もあり職業が公務員でもあるので、自己破産ではなく、個人再生手続きか任意整理によるべきです。弁護士にご相談ください。

個人再生手続きは、相談者の収入が見込める場合に適当です。債務総額が3千万円を超えない場合、法的に支払い総額を減額できるメリットがあります。ただ最低弁済額が3年間で100万円なので、月3万円以上を支払わなければなりませんが、この手続きでは、給料の差し押さえも回避できます。

任意整理は、任意に個別の債権者に交渉し、毎月の返済額を減額して返済を可能にするものですが、利息制限法の範囲に制限することはできても、それ以上の減額はなかなか難しいでしょう。

法的に借金の整理をすると共に、家計費や教育費などの無駄を削り、家族が協力し合い計画的な生活をしていかれるよう、願っています。